富山高岡広域都市計画地区計画の決定(富山市決定)

とやま都市MIRAI地区地区計画

計画書

富山県富山市

富山高岡広域都市計画地区計画の決定(富山市決定) 都市計画とやま都市MIRAI地区地区計画を、次のように決定する。

名	称	とやま都市MIRAI地区 地区計画					
立 置		富山市牛島町の全部並びに木場町、牛島本町一丁目、牛島本町二丁目、湊入船町、牛島、明輪町、牛島新町及 び興田新町の各一部					
面	積	韵 62 ha					
X	地	本地区の位置する富山駅北地区は、都市拠点総合整備事業として「とやま都市MIRAI計画」が進められている。この計画は、21世紀における富山県、富山市の産業・文化を先導するとともに富山駅北地区ににぎわい					
域	Ø	と品格のある新都心を形成することを目的としており、本地区計画の目標はこれを基本とする。 本地区の一部では富山駅北土地区画整理事業により都市基盤整備を進めている。また、ブールバールなどの道					
0	₽†	路やカナルバークなどの公園を都市施設として計画決定している。また、ブールバールどカナルバークを結ぶ地 区には、多目的広場を歩行者専用道路として計画決定している。多目的広場は、市民・観光客等さまざまな人々					
整	画	の交流、集合の場として、イベント機能、休憩広場機能を有したものとし、その周辺には、集散機能、情報発信 機能を持つ文化交流施設の誘導を考えており、これらの公共施設の整備に合わせて、県庁所在都市の都市機能の					
備	0	充実と品格があり余裕のある街づくりを推進する。また、商業業務施設の充実を図り、広域拠点としての機能の 充実を目指す。					
	B	このため、地区計画の決定により適正かつ合理的な土地利用を図り、健全な都市環境を形成、保持することを目標とする。					
開	標						
発	土地	ブールバールの東側は都市的な商業施設、業務施設が立地できる「商業・業務街区」とする。ブールバールの 西側及び多目的広場地区においては、商業業務施設に合わせて情報、文化、スポーツ等の公共施設の整備をおこ					
及	利用	ない、「出会いと交流の場」とする。多目的広場地区北側の接入船町北地区は共同住宅を中心とした「都市型住 宅街区」とする。綾田北代線といたち川に挟まれた区域のうち、牛島城川原線の東側は「商業・業務街区」、牛					
び保	の方針	島城川原線の西側は「文化・業務街区」とする。富山駅南北線の西側は「住宅・商業街区」とする。 それぞれの施設は個性的で魅力ある都市景観の形成に配慮した建築物等の整備を行うものとする。					
全	地	本区域内には都市計画道路として、富山駅北線、富山駅南北線、牛島蜷川線、牛島城川原線、綾田北代線、牛					
に	区整 施備	島町線、湊入船町線、堀川線、湊入船町1号線、明輪町線、新富町牛島線が、また都市計画公園として、カナル パーク、牛島公園が計画決定されているので、これらの機能が損なわれないよう雑持保全を図る。					
関	設のの方	都市計画道路の内、湊入船町1号線、明輪町線、新富町牛島線は歩行者専用道路として整備する。 地区施設はこれらの都市計画施設と整合性を取りながら配置や規模を計画する。					
す	≨ f	マール・マールは、、、、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
る	建整	建築物の配置や規模は、セットバックやピロティーの採用、建築物の共同化、隣地との連続した空間の確保等により、ゆとりの空間を設け、操化に努める。また、用途・規模に応じた駐車スペースを確保する。 建築物の形態は、周囲の建築物との相互関係の中で、通りや街区の性格との調和に努める。また、店舗等の集					
方	築備	客施設は夜間や閉店時の景観に配慮し、照明やシャッター等を工夫する。					
針	物の等方	公告物は建物と一体化させ、必要最小限とする。 このため、建築物に関して用途の制限、建べい率の最高限度、容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、形態 または意匠の制限、かき若しくはさくの構造の制限を定める。					
	の針						

地区整備計画書

	地	区の区分	ブールパール南地区	ブールバール北地区	多目的広場地区	奏入船町北地区
	面	積	約 12.7 ha	約 5.3 ha	約 6.0 ha	約 5.1 ha
		建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は建築 1 原動機を使用する の合計が50㎡を 2 倉庫業を営む倉庫	る工場で作業場の床面積 とこえるもの	kw以下の原動機	面積の合計が50㎡以 出力の合計が0.75 を使用するパン屋、米 屋その他これらに類す むものを除く。)
也	建			建築物の建築而積の	数地面積に対する割合の	
	Æ				が500㎡未満のもの又	
١	築				床面積の1/2以上を次	
X	NAMON -	-			供する建築物以外のもの	
	物			にあっては、6/10	とする。 演芸場、観覧場、放送用	
李	等			1 刷帯、吹曲貼、	便云杨、既是杨、瓜还用	
-	4	建築物の建築		The second secon	、展示場、結婚式場	
	に	Transaction and Man. Instrumental authorities and a start		3 旅館、ホテル		
備	in and the second	積に対する割		4 料理店、飲食店	4	
	関	合の最高限度		THE WATER DESCRIPTION OF PRESENCE	スケート場、水泳場その	
et l	す			他の運動施設 6 店舗、事務所		
51	,			7 自動車車庫		
	3				等専門学技、専修学校、	
画				The state of the s)、図書館、研究施設、	*
	事			体育館その他の	教育文化施設	
	項					
1			ů.		敷地面積に対する割合の が500㎡未満のもの又	
				A THE PARTY OF THE	途に供する部分の延べ面	
				Andread Indiana Caroning Charles Charles	の1/2以上である建築	2
100		建築物の延べ		物以外のものにあって	は、20/10とする。	
		面積の敷地面		1 劇場、映画館、	演芸場、觀覧場、放送用	***
	1	積に対する割		スタジオ		
	{	合の最高限度			、展示場、結婚式場	
				3 旅館、ホテル、 4 料理店、飲食店		
		1		4 行任的、从及危		-
		1			(次の頁へ続く)	*

ol II	地口	区の区分	ブールバール南地区	ブールバール北地区	多目的広場地区	湊入船町北地区	
ì	面	積	約 12.7 ha	約 5.3 ha	約 6.0 ha	約 5.1 ha	
	建築	建築物の延べ 面積の敷地面 強に対する割 合の最高限度		他の運動施設 6 店舗、事務所 7 自動車車庫 8 学校(大学、高 各種学校を含む 体育館その他の	の他の医療施設又は社会		
5	物	建築物の敷地 面積の最低限	ただし、現に建築物		いる土地又は現に存する		
2	等	度	HANGHURENG 등 의 일본 - 사람들에게 - 2		して使用する土地につい 適用しないものとする.		
繭	に関				根及び外壁の色は原色を びこれらに類するもので		
+	する		2. 都市計画道路湊入 げる広告物や板類を	設置してはならない。	及び富山駅北口広場に面		
4	事	形態または意	2) 置き看板、立て看板、のぼり旗及びこれらに類するもの。ただし、周囲の景観に調和した				
		匠の制限			Lらに類するもの。ただし		
	項	匠の制限	ものはこの限りで 3) 突出看板、突出 を得ないと認めた	ない。 広告及びこれらに類する 場合は、この限りでない	もの。ただし、市長が繋	、周囲の景観に調和した	
	項	匠の制限	ものはこの限りで 3) 突出看板、突出 を得ないと認めた 4) 屋上看板。ただ 3. 富山駅北線及び富	ない。 広告及びこれらに類する場合は、この限りでない し、検型で建築物と一位 は駅北口広場に面する	らもの。ただし、市長が敷 い。	、周囲の景観に調和した 地や建物の形状からやさ の限りでない。 ・設置してはならない。	

